

議案第80号

守谷市行政不服審査会設置条例

守谷市行政不服審査会設置条例を別紙のとおり制定する。

平成27年11月25日 提出

守谷市長 会田 真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
80号	1

## 守谷市行政不服審査会設置条例

### (設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、守谷市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 審査会は、法による審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他法令又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

### (組織)

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

### (委員)

第4条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (情報公開条例及び個人情報保護条例における審査会の調査権限)

第6条 審査会は、守谷市情報公開条例（平成10年守谷町条例第4号。以下この項において「公開条例」という。）又は守谷市個人情報保護条例（平成13年守谷町条例第34号。以下この項において「保護条例」という。）の規定に基づく諮問についての審査において必要があると認めるときは、実施機関（公開条例第2条第2号及び保護条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、市政情報（公開条例第2条第1号に規定する市政情報をいう。以下同じ。）又は個人情報（保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された市政情報又は個人情報の開示を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒

議案	頁数
80号	2

んではない。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、市政情報又は個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 審査会は、2人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。  
3 審査会の会議は公開しないものとする。

(委員の除斥及び回避)

第8条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事案又はこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については、除斥されるものとする。

- 2 委員は、前項に規定するもののほか、公平な審査を妨げる相当の理由があると認めるときは、自ら回避することができる。  
3 前2項の規定による委員の除斥及び回避は、会長が他の委員の意見を聴いて決定する。

(会議録の作成)

第9条 会議録は、会長が、庶務を担当する職員に作成させ、議長が署名するものとする。

- 2 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所  
(2) 出席委員の氏名  
(3) 議題及び議事の概要  
(4) その他必要な事項

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。  
(守谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止)  
2 守谷市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成13年守谷町条例第35号）は、廃止する。  
(経過措置)  
3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の守谷市情報公開・個人情

議案	頁数
80号	3

報保護審査会条例第3条第2項の規定により守谷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第4条第1項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行の際現に旧審査会の会長である者は、この条例の施行の日に、第5条第1項の規定により、審査会の会長として定められたものとみなす。

5 この条例の施行の日から第5条第3項の規定により会長の職務を代理する者が指名されるまでの間は、この条例の施行の際現に旧審査会の副会長である者が会長の職務を代理する者と指名されたものとみなす。

（守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6 守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3附属機関の部情報公開・個人情報保護審査会の項中「情報公開・個人情報保護審査会」を「行政不服審査会」に改める。

（守谷市情報公開条例の一部改正）

7 守谷市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（審査請求）

第13条 第10条第1項の規定による決定又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、守谷市行政不服審査会に諮問しなければならない。

（1）審査請求が不適法であり、却下する場合

（2）裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る市政情報の全部を公開することとする場合（当該市政情報の公開について第三者から反対の意見がある場合を除く。）

（守谷市個人情報保護条例の一部改正）

8 守谷市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「を受理した」を「があった」に、「守谷市情報公開・個人情報保護審査会」を「守谷市行政不服審査会」に改める。

第25条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項を次のように改める。

開示請求等に対する決定又は開示請求等に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各

議案	頁数
80号	4

号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示する場合（当該個人情報の開示について開示請求者以外の者から反対の意見がある場合を除く。）、当該審査請求に係る個人情報を訂正する場合、当該審査請求に係る個人情報（特定個人情報を除く。）を削除する場合、当該審査請求に係る個人情報（特定個人情報を除く。）の目的外利用等の中止をする場合又は当該審査請求に係る特定個人情報の利用を停止する場合

第25条第2項中「不服申立てについての決定」を「審査請求についての裁決」に、「決定は不服申立てを受理した」を「裁決は審査請求があった」に改める。

議案	頁数
80号	5

## 提案理由（議案第80号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、行政不服審査法の改正に伴い設置が義務付けられる不服申立てを諮問する第三者機関として、既存の情報公開・個人情報保護審査会を統合し、行政不服審査会を設置するため、審査会の組織及び運営について規定するとともに関係条例を整備する条例を制定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
80号	6

參考資料

## 守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表（附則第6項関係）

守谷市情報公開条例新旧対照表（附則第7項関係）

改 正	現 行
<p><u>(審査請求)</u></p> <p><u>第13条 第10条第1項の規定による決定又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、守谷市行政不服審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>(2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る市政情報の全部を公開することとする場合（当該市政情報の公開について第三者から反対の意見がある場合を除く。）</p>	<p><u>(不服申立て)</u></p> <p><u>第13条 実施機関は、第10条第1項の規定による決定に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するとき及び非公開決定を取り消すときを除き、遅滞なく、守谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対しての決定を行わなければならない。</u></p>

議案 80号	
8	頁数

守谷市個人情報保護条例新旧対照表（附則第8項関係）

改 正	現 行
<p>(個人情報取扱事務の届出等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前2項の規定による届出<u>があった</u>ときは、当該届出に係る事項を遅滞なく別に条例で定める<u>守谷市行政不服審査会</u>（以下「審査会」という。）に報告するとともに、一般の閲覧に供さなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>（審査請求に関する手続）</p> <p><u>第25条 開示請求等に対する決定又は開示請求等に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>（1）審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>（2）裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示する場合（当該個人情報の開示について開示請求者以外の者から反対の意見がある場合を除く。）、当該審査請求に係る個人情報を訂正する場合、当該審査請求に係る個人情報（特定個人情報を除く。）を削除する場合、当該審査請求に係る</p>	<p>(個人情報取扱事務の届出等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前2項の規定による届出<u>を受理した</u>ときは、当該届出に係る事項を遅滞なく別に条例で定める<u>守谷市情報公開・個人情報保護審査会</u>（以下「審査会」という。）に報告するとともに、一般の閲覧に供さなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>（不服申立てに関する手続）</p> <p><u>第25条 実施機関は、開示請求等に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てが不適法であるときを除き、遅滞なく審査会に諮問しなければならない。</u></p>

個人情報（特定個人情報を除く。）の目的外利用等の中止をする場合又は当該審査請求に係る特定個人情報の利用を停止する場合

- 2 前項の規定により諮問をした実施機関は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに当該審査請求についての裁決をしなければならない。この場合において、当該裁決は審査請求があつた日から起算して60日以内に行うよう努めなければならない。
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに当該不服申立てについての決定をしなければならない。この場合において、当該決定は不服申立てを受理した日から起算して60日以内に行うよう努めなければならない。

議案 80号	
頁数 10	